

243 教育刷新委員会委員長報告「教員養成に関すること」(其の二、三) 文部大臣へ回付 (昭和二十二年十一月)

文甲第五八号	起	和二十二年十一月十日	決定	昭和二十二年十一月十日	施行	昭和二十二年十一月十日
案		上奏	昭	昭	昭	昭
		和	和	和	和	和
		年	年	年	年	年
		月	月	月	月	月
		日	日	日	日	日
		公布	昭	昭	昭	昭
		昭	和	和	和	和
		年	年	年	年	年
		月	月	月	月	月
		日	日	日	日	日

内閣官房長官 内閣事務官

内閣総理大臣 花押

内閣官房次長 花押

外務大臣 花押	文部大臣 花押	運輸大臣 花押	加筆・朱書 (西尾) 國務大臣 花押
内務大臣 花押	厚生大臣 花押	通信大臣 花押	加筆・朱書 (和田) 國務大臣
大蔵大臣	農林大臣 花押	労務大臣 花押	加筆・朱書 (林) 國務大臣
司法大臣 花押	商工大臣 花押	加筆・朱書 (加藤) 國務大臣 花押	加筆・朱書 (加藤) 國務大臣 花押

(注記1) 別紙教育刷新委員会委員長報告 教員養成に関すること (其の一、二)

右供覧

回付案

(加筆・朱書) 昭和二十二年(加筆・朱書)十一月(加筆・朱書)日

内閣官房長官

文部大臣宛

教育刷新委員会委員長から別紙のとおり報告があったので命によって送付します。

昭和二十二年十一月六日

教育刷新委員会委員長 安倍能成 印

内閣総理大臣 片山 哲殿

教育刷新委員会第四十一回総会までに左記事項を決議いたしましたのでこれを報告する

なおこの決議事項を速かに実現されるよう取計らわれたい

記

一、教員養成に関すること（其の一、二）
（注記）

教員養成に関すること（其の一） 昭和二十二年五月九日採択

一、小学校、中学校の教員は、主として次の者から採用する。

(1) 教育者の育成を主とする学芸大学を修了又は卒業した者。

(2) 総合大学及び単科大学の卒業生で教員として必要な課程を履修した者。

(3) 音楽、美術、体育、家政、職業等に関する高等専門教育機関の卒業生で、教員として必要な課程を兼修した者。

二、高等学校の教員は、主として大学を卒業した者から採用する。

三、幼稚園の教員は、大体一、に準じて採用する。

四、盲学校、聾学校の教員並びに養護教員は、大体一、に準ずる。

五、現在の教員養成諸学校中、適当と認められるものは、学芸

大学に改める。但し、臨時措置に関しては、別に対策委員会を設けて、これを審議する。

六、教員養成諸学校の教員養成のためにする学資支給制、指定義務制は廃止する。教員の配当計画については、別に考慮する。

七、教員の養成に当る学校は、官公私立のいずれとすることもできる。

八、教育者の育成を主とする、学芸大学の前期を終了したものは、小学校教員とすることができる。右の者は後日希望によつては復学して後期の課程を修めることができる。復学せずに通信教授または所定の講習会を完了したものは、審査の上、その大学の卒業生とすることができる。

九、以上の教員養成諸制度が充実するまでの応急処置として、取りあえず、現在制度の大学専門学校の卒業生が多数教員につくようまた、現在すでに退職し、あるいは転（抹消）職（加筆）している有資格者が再び教員につくよう特に勧誘することを文部当局に希望する。

十、教員の再教育については、組織的制度を設けるよう文部当局に希望する。

十一、教員資格に関しては別に考慮する。

教員養成に関すること（其の二） 昭和二十二年十月三日採択
一、教員検定の方法

大学の課程を修了又は卒業した者を一定期間教諭試補とし

て実務につかせ、教員として必要な事項について指導研修させ、所定期間終了後教員検定委員会が左記の資料等に基いてその人物、学力、身体について検定し合格者に教諭免許状を授与する。

1. 出願者の報告書

2. 関係教員の意見を徴して作製した在职学校長の意見書

3. 卒業学校長からの人物、学力、身体についての調査書

二、教諭試補期間

1. 教職的課程を履修した者は実務従事期間六ヶ月

2. 教職的課程ヲ履修しなかつた者は教職的課程に関する

相当期間の教育修了後実務従事期間六ヶ月

但し臨時措置として

1. 教職的課程を履修した者は、実務従事期間六ヶ月

2. 教職的課程ヲ履修しなかつた者は、実務従事期間

一ヶ年

三、音楽、美術、体育、家政、職業等に関する高等学校（五ヶ

年以上）又は高等学校専攻科（二ヶ年以上）の卒業者は

「二」に準ずる。

四、教員検定委員会

教員検定委員会は都道府県にこれを設け、都道府県内の小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の教員の資格を検定する。但し当分の間、高等学校の教員資格は中央教員検定委員会が検定する。

都道府県教員検定委員会は、都道府県監督庁に属し教育関

係職員及び学識経験者を以て構成する。
五、助教諭の資格は高等学校卒業以上とする。

〔注記1〕

〔採消〕

〔五〕

〔加解・朱書〕
〔簿冊内件名番号〕

〔注記2〕

〔朱書〕

〔文甲五八〕

〔公文類集 卷七十二編 卷七十 昭和二十二年五月三日以後〕
〔学事全教育刷新委員会 産業一農業一〕 2A, 28-1, ③3151
〔委員長報告〕